

大阪府財務マネジメント委員会設置要綱

(目的)

第1条 大阪府が資金の調達、保管・運用の効率化のために取り組む財務マネジメントに関し、外部有識者から、その内容や手法に関する助言を得るため、「大阪府財務マネジメント委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる事項について、府に助言を行う。

- (1) 起債運営に関する方針
- (2) 公金の保管・運用に関する方針
- (3) 金融リスクの管理に関する方針
- (4) その他公金の調達・運用実務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、金融に関して専門知識を有する者等の中から、知事が委嘱する委員11人以内で組織する。

- 2 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。なお、委員の欠員により、新たに委員を補充する場合は、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員会には会長を置く。
- 5 会長は、委員の中から互選する。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は府が招集し、会長が会議を進行する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、大阪府の許可なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部財政課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年2月7日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年度中に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。